

# 第1章 総則

## 1 策定の目的

現代社会において、少子化・人口減少や高齢化、情報化やグローバル化が急激に進むとともに、将来の予測が困難な時代となり、不安定な国際情勢や気候変動により頻発化・激甚化する災害、人々の価値観の多様化、地域コミュニティの変容など、私たちを取り巻く社会的な環境は大きく変化し続けています。

教育分野においても、これらの社会的な変化に対する対応が求められているとともに、確かな学力の育成、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域と連携・協働した教育、生涯にわたって学び、活動し続けられる環境の整備など、諸課題に適切に対応していく必要があります。課題の解決や成果の創出のためには、当事者だけではなく市民一人ひとりが自分事として教育に関わっていくことが不可欠です。

このような状況を鑑み、本市においては、国の第4期教育振興基本計画及び第7次山形県教育振興計画を受け、さらに本市が新たに策定する第7次寒河江市振興計画を踏まえて、本市の教育に関する基本的な施策を明らかにし、一人ひとりが幸せや生きがいを感じ、一人ひとりが本計画における施策に主体的に参画しながら、ふるさと寒河江から豊かな未来を創造していく人づくりを目指して、本計画を策定するものです。

## 2 計画の期間

この計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を目標年度とします。また、中間期である令和12年度において、計画の進捗状況や社会の変化等への対応を勘案しながら見直しを行う予定です。

なお、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く環境の変化があれば、随時計画内容の見直しを含めて柔軟に対応していきます。

## 3 計画の推進

市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、幸せや生きがいを実感し、互いに支え合い高め合いながら生涯にわたって学び続け、豊かな人生を切り拓いていく人づくりを進めていくためには、全ての市民がつながり合い関わり合うとともに、価値観の多様性をも互いに認め合い、力を合わせながら、一人ひとりが主体的に教育活動に参画していくことが大切です。

これから寒河江の将来を担う子どもたちのために、自分自身の幸せや生きがいのために、そしてふるさと寒河江のますますの発展のために、大人も子どもも市民みんながこの計画に主体的に関わっていくよう、子ども・家庭・地域住民の視点で取り組むべき内容を計画の中に盛り込んでいきます

また、この計画に基づいた施策等に対する市民の皆様の声に耳を傾けるとともに、教育委員会が所管する事務事業に対して学識経験者等から点検評価をしていただき、寄せられた意見や評価などを反映させることで、本計画の推進及び計画に基づく施策等の充実を図っていきます。

それぞれの施策の達成度を測定するために「指標」を設定し、計画の効果検証を推進します。